

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2024.4.20 vol.114

1 相続放棄と同じ効果なの??ゼロ円の財産の相続!!どちらがお得???

2 登記の義務化と負動産の関係って何?!

3 財産の範囲ってどこまで?

◆ 「相続アドバイザーのつぶやき通心」

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。

《発行》 福井ほっとする相続相談室

税理士法人 上坂会計/株式会社 ライフデザイン研究所

福井県福井市江守中 2 丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



相続放棄と同じ効果なの?? ゼロ円の財産の相続!! どちらがお得???

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

2018年の相伝でも一度書いた内容ですが、最近も相続放棄のご相談を受けるので、再度、書きます。

「先生、相続の放棄を考えています。どのようにしたら教えていただけますか？」
と最近、立て続けに質問をされました。

理由はいろいろなのですが、**わざわざ、放棄をする必要はない場合が多い**のです。
今回はそのことを書いておきましょう。

まず、相続放棄の意味を書いておきます。これは民法上の手続きで、これを実行すると一切の権利義務を承継することができなくなります。

これは、相続人が相続の意思を拒否することで、何ももらわないということではないのです。
通常は、**相続開始後(相続開始を知ったときから)3か月以内に家庭裁判所に申し出る必要**があります。その、申し出を受けた裁判所は、その者の真意を確認し、真意と認めれば、放棄者は最初から相続人ではなかったこととなります。

そうなれば、他に相続人がいれば、その相続人の相続分は増加することになりますね。

よくあるのは、プラスの財産よりもマイナスの財産が多い場合には、放棄の手続きを実行するというのがあります。それによって、マイナスの財産、即ち負債を引き継がなくていいからです。

では、**相続放棄の場合と0円の財産を相続した場合の違い**について書きましょう。

遺産分割協議のことです。

遺言がなく、財産分けを相続人による分割協議によるとします。分割協議は、相続人全員の合意がいります。しかし、その相続人の中にも、なんら財産の取得を欲しない相続人もいるでしょう。

お嫁にいったときに、たくさんの財産をもらったから、親が亡くなったときは何もいらぬというの、ここ福井ではよくあることです。

この場合、この相続人は、**放棄とはいわずに、0円の財産を相続した**ということになるのです。

この場合は、遺産分割協議書に0円の財産を相続した相続人も実印で押印してもらう必要があります。相続放棄をしていると、放棄した相続人に押印してもらう必要はありません。

さらに、もし、後日、税務調査が入って何かしら、財産漏れがでた場合(マイナスの財産でも)、**相続放棄の場合、放棄した相続人には何の影響もありませんが、0円の財産を相続した相続人の場合には、影響がでることがあります。**

つまり、法的に権利義務が生じないようにする必要がないのであれば、わざわざ放棄の手続きはしなくてもいいのではないのでしょうか？

相続放棄をお考えになっている場合は、専門家にご相談されるようにしてください。

ただし、その相談のリミットは、相続開始後3か月です。実務的にいうと2か月程度になります。

それから相続放棄について誤解していることの多い項目を書いております。

相続放棄をしても、遺族年金も生命保険も受け取れます。

ただし、生命保険の場合、生命保険の受取人として、「亡くなられた方ご自身」を指定している場合は、相続放棄をすると生命保険を受け取ることはできないので要注意です。

そして、最後に。これはとても重要です。

故人の借金について連帯保証人となっている場合、相続放棄をすることによっても、借金の支払い義務を免れることはできないのです。

法律上、連帯保証人は借金をした人自身とほぼ同じ責任を負わされています。

従って、相続放棄をしたとしても、連帯保証人としての責任はそのまま残りますので、結局、支払い義務を免れることはできないのです。

連帯保証をするときは、自分のことだけではなく、子や孫の顔をよく思い浮かべてくださいね！！





2 登記の義務化と負資産の関係って何？！

Writer 相続アドバイザー／宅地建物取引士 宮司 幸仁

令和6年4月1日から、登記の義務化が始まりました。

相続税申告手続きをする中で、不動産評価をする際に、固定資産評価証明書という不動産明細書類が必要になります。時折、見かけるのが、**先代名義のままになっている不動産、又は未登記になっている不動産**です。

ここ最近、「法務局から未登記の不動産がある、という知らせが届いたよ」と数名のお客様からご連絡を頂きました。

法務局に連絡してみると「登記義務化を前に、未登記と思われる不動産について管理者に郵送している」とのこと。

この義務化に違反した場合は10万円以下の過料が科せられるということですが、この制度の内容を今一度確認しておきましょう。

相続登記の義務化の背景には、相続登記をしていない数が年々増加していることがあります。要因は、地方から都市への人口流出、世代毎に単独で不動産を持つようになったこと、また少子高齢化による、引き継ぐ子供の数が減少していることなど様々です。

相続登記の義務化の要点は、**不動産を相続したことを知った日から3年以内**に登記しないと、10万円以下の過料が科せられるということです。

ここで「**不動産の相続を知ったとき**」とは、自己のために相続の開始があったことを知り、かつその所有権を取得したことを知った日を指しています。

ただし、自分が相続人であることを認識していたとしても、**相続財産に不動産があることを知らなければ、相続登記の義務は生じないこと**になります。

また、この義務化は、**令和6年4月1日以前に発生した相続も対象**になります。

過去に相続したことを認識している不動産があり、その登記を行っていない場合は、

- ① 令和6年の4月1日
- ② 不動産を相続したことを知った日

いずれか遅い日から起算して3年以内に相続登記を行う義務を負うことになります。

例えば、

- ① 相続日：令和4年10月1日
- ② 相続したことを知った日：令和5年8月10日
- ③ 義務化施行日：令和6年4月1日

であると、②よりも③が遅い日なので、③から3年以内に登記をする必要があります。

また、すぐに相続登記ができないケースもあります。

例えば、遺言書がなく、遺産分割協議で不動産の取得者を決めなければならない場合がそうです。また相続人の数が多く、お互いほとんど面識がないような場合は、相続人間で合意がなされず、3年以内の相続登記ができないことも考えられます。

このような場合、「相続人申告登記の申出」という制度があります。

不動産の登記名義人について相続を開始したと、自分が相続人であることを法務局に届け出れば、相続登記義務を履行したことになります。

仮に、相続人が複数人いたとしても、単独で申し出ることができ、申し出た相続人のみが相続登記義務を履行したことになります。

ただこの制度は、あくまで「自分は相続人の一人である」ことを名乗っただけで、この段階では正式に不動産の所有権を取得したことにはならないのでご注意ください。

相続税の未登記が増える要因として、前述した他に考えられるのが、不動産価値がバブル以降、下がり続けていることがあります。

東京都心や人気観光地など人が集まる場所は別ですが、人口が徐々に減少していく中で不動産価値というのは、人口に比例して今後も減少していくものと思われます。

我々がいる福井という地域もそのひとつ。

福井県は総面積の75%が山林になっている、緑豊かな県です。

お客様の中には、先代から相続した山林を多く持っておられる方もいらっしゃいます。

しかし、それがどこにあるのか知らず、行ったこともない、と言われる方がほとんどです。

山林だけでなく、相続した宅地や畑、また田であっても、そのまま何も手を付けず、野放しとなっていることが少なくありません。こうした不動産ももちろん財産であることには変わりないのですが、最近は、売るに売れなかったり、維持管理に費用がかかったりなど、所有しているだけで「負の財産」になってしまうという意味で、「負動産」と言われることもあります。

この負動産の増加が、不動産未登記の増加要因のひとつ、と言っても過言ではないでしょう。

私たちは、そのような負動産を手放したい、という方のお悩み相談も受け付けています。全て解決できるわけではないですが、もし負動産を多く抱えお悩みであるなら、我々に一度ご相談して頂ければ、何か解決策を見つけることができるかもしれません。

また、前述している未登記の不動産について、提携している司法書士がいますので、そのような相談も対応しています。

登記の義務化と負動産。早めのご検討とご相談をお待ちしています。



3 財産の範囲ってどこまで？

Writer 相続アドバイザー／CFP 鯖谷 悠斗

相続に備えて財産を事前に把握することで、適切な準備を行うことができます。今回は相続の基本となる、相続税の対象となる財産に該当するものについてご紹介します。

まず、財産は大きく2種類に分かれます。

- ①プラスの財産(積極財産といいます)
 - ②マイナスの財産(消極財産といいます)
- 以上の2つです。

②についてはいわゆるローンなどの借入金やカードの未払金、家賃の未払金など支払い義務が残っているものが該当します。

①はその人が持っている金銭のみではなく債権、有価証券、不動産、車、貴金属などがプラスの財産に該当することになります。

相続税を計算する際には、

①プラスの財産から②マイナスの財産を差し引いて計算を行いますが、**プラスの財産には、実際に上記財産のように目に見えるもののみではなく、「権利」についても含まれることとなります。**

例えば建物を所有していて、その下の土地を借りている場合。この場合は借地権という権利が発生する可能性があります。借地権とは「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」(借地借家法 第一章 総則 第二条)と定義されています。

※平成三年法律第九十号借地借家法より

つまり建物を建てるために土地を借りている権利のことです。
評価方法の詳細は省略しますが、場合によっては大きな金額となることもあります。

他にも生命保険に関する権利や、例えば慰謝料を請求する権利などもプラスの財産として考えます。

このようにプラスの財産には基本的に権利も含まれることとなりますが、この権利の中でも一身専属権は除かれています。一身専属権とはその人のみを持つ権利のことです。例えば運転免許や試験を受けて取得した資格など、その人のみに与えられている権利は他の人が取得したり使用したりすることができないためです。

権利以外にも、相続によって直接取得した財産でなくても、実質的に取得したと同様の経済効果が得られるものについてはプラスの財産に加わることがあります。(みなし相続財産と呼ばれています。)

正しく相続に備えるために、まずは正しく財産を把握することが必要です。
ご不安やご不明な点などがありましたら弊社までお気軽にご相談ください。



* 相続アドバイザーのつばやき通心 *

今年も新入社員が入りました。

2024年4月1日上坂会計グループ入社式が、全ドリーマー（社員のこと）参加にて行われました。今年は1名の入社となりました。皆それぞれが新たな1年を迎える日でもあり毎年この日は新人さん同様に背筋が伸び気が引き締まります。お天気にも恵まれ晴れ晴れとした入社式になりました。

カンボジア事務所に入社したドリーマーの紹介もあり、上坂会計グループ一同、一致協力してお客様のために取り組んでまいります！



上坂会計「小浜事務所」ができました！



小浜市に上坂会計グループの新しい事務所ができました。

長きに渡り準備してきた、嶺南にも事務所を置くという目標をお陰様で実現することができました。海からも近い場所にあり、おそらくご存知の方も多い「まちの駅」のすぐお隣にあります。左の写真のとおり、一軒家の建物なのでアットホームな雰囲気もある事務所になっています。

4/18～4/24の1週間は相続の無料相談会をこの小浜事務所にて開催させていただき、予想以上のご予約をいただき、これから嶺南の皆様のお役にも立てるよう、ますます頑張っていかなければと、背中を押されたような気持ちになりました。長くご愛顧いただけるよう、ドリーマー一同頑張っておりますので、ぜひお越しください。

< 税理士法人上坂会計 小浜事務所 福井県小浜市小浜白鬚 100 >



お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

相続関連提携先を募集しています。

お問い合わせは、福井ほっとする相続相談室まで



0120-939-243



私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 500 社を超える会計事務所を母体
にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)